

News Release

平成21年4月1日

パイオニア株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 進
(コード番号 6773 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経理部長 岡安 秀喜
電 話 (03) 3494-1111

当社元監査役によるインサイダー取引事件に係る再発防止委員会報告書について

平成21年3月12日付「証券取引等監視委員会による当社元監査役に対する課徴金納付命令の勧告について」でお知らせしました通り、社外取締役（弁護士）を委員長とする再発防止委員会において、事件の原因究明と再発防止に関する検討を行ってまいりました。この度、検討結果が再発防止委員会報告書として取りまとめられ、当社取締役会に対し提出されましたので、その全文を公表いたします。

当社は、この報告書において提言されている内容に沿い、再発防止策を講じてまいる所存です。

また、本事件に対する経営責任を明らかにするために、下記の通り処分することを決定いたしました。

記

- ・ 現 代表取締役社長
減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 3ヵ月
- ・ 事件発生時および現在の内部者取引防止担当代表取締役（現 代表取締役副社長）
減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 3ヵ月
- ・ 事件発生時の代表取締役社長（現 取締役）
減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 3ヵ月
- ・ 現 常勤監査役
減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 1ヵ月
- ・ 元監査役の株主総会への監査役選任議案提出時の代表取締役社長（現 顧問）
減俸 現基本報酬月額 $\frac{5}{10}$ 3ヵ月

以 上

パイオニア株式会社

取締役会 御中

報 告 書

平成21年3月31日

再発防止委員会

委員長 上田 廣一

委員 高野 利雄

委員 弘中 徹

1.	委員会設置と目的.....	1
2.	事実関係及び調査実施結果.....	3
(1)	本事件の事実関係.....	3
(2)	本事件関係者への事情聴取結果.....	6
(3)	パイオニア株式会社の役員及び社員に対する株式取引調査の実施と結果.....	7
(4)	パイオニア株式会社におけるコンプライアンス体制及びインサイダー取引防止体制.....	9
3.	事実関係及び調査結果の分析と評価.....	12
(1)	総論.....	12
(2)	元監査役の刑事・民事責任追及の可否について.....	13
4.	再発防止に向けた施策の提言.....	14
(1)	社内規程及び運用ルールの見直し・改善.....	14
(2)	役員誓約書等の見直し.....	15
(3)	コンプライアンス意識の向上とインサイダー取引防止のための役員・社員教育.....	16
5.	経営責任について	
(1)	本事件における経営責任の考え方.....	17
(2)	経営陣からの自発的な「経営責任の明確化」の表明内容.....	17
6.	報告のまとめ.....	18

1. 委員会設置と目的

本委員会は、パイオニア株式会社の元監査役（以下、単に「元監査役」という。）に対し、インサイダー取引の疑いがあるとして、平成21年1月20日、金融庁の証券取引等監視委員会により調査が行われたことを受けて、事件の原因究明と必要な再発防止の対策を取りまとめることを目的として、パイオニア株式会社代表取締役社長 小谷進の要請に基づき、平成21年3月5日に設置された。また、本委員会は、社外取締役 上田廣一を委員長、弁護士 高野利雄、弁護士 弘中 徹を委員として構成されている。

本委員会は、上記のとおり、パイオニア株式会社代表取締役社長の要請に基づき設置されたものであるが、同社及び同社代表取締役の意思から完全に独立して調査及び報告を行うことが可能な体制をとっている。

証券取引等監視委員会は、平成21年3月12日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、元監査役に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。当該勧告の記載によれば、元監査役は、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定した事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成19年5月15日より以前の同年4月27日から同年5月14日までの間に、東北パイオニア株式会社の株券合計3,200株を総額559万8,000円で買い付けたものである。元監査役が改正前金融商品取引法に基づき納付を命じられている課徴金額は、144万円である。

本事件は、インサイダー取引に関する規制の趣旨及び内容を熟知し、取締役の職務の執行を監査すべき立場にあった者による、故意の関係法令並びに社内制度及び諸規則違反であり、元監査役個人が自身の利益を得ることを目的とし、監査役という立場を悪用した責任は重く、社会へ与える影響も極めて大きいものである。

本委員会は、事件の事実関係の調査・分析によって、元監査役によるインサイダー取引が発生した原因を究明することを目的とするとともに、「元監査役に対する責任追及と課題」、「再発防止に向けた施策の提言」及び「経営責任の明確化」について検討した。なお、本委員会は、事実関係の解明に当たっては、元監査役ら関係者からのヒアリング並びに既に公表された資料、及び本委員会の求めに応じてパイオニア株式会社から開示された資料に基づいている。本報告書は、かかる事実関係を前提とした上で、インサイダー取引の再発防止のための具体策の提言を行うことを主眼として調査・検討を行った結果をまとめたものであり、本委員会は、パイオニア株式会社の内部統制システムの向上に資するための提言として本報告書を取締役会に提出するものである。

また、本委員会の開催日及び関係者からの事情聴取実施日は次のとおりである。

1. 平成 21 年 3 月 5 日 第 1 回再発防止委員会開催
2. 平成 21 年 3 月 13 日 第 2 回再発防止委員会開催
3. 平成 21 年 3 月 19 日 元監査役の元部下からの事情聴取
4. 平成 21 年 3 月 23 日 元監査役からの事情聴取
5. 平成 21 年 3 月 31 日 第 3 回再発防止委員会開催

2. 事実関係及び調査実施結果

(1) 本事件の事実関係

① 事件の経緯と勧告の内容

パイオニア株式会社は、平成19年3月19日開催の経営執行会議において、当時67.08%の株式を保有していた子会社である東北パイオニア株式会社（当時、東証第二部上場）を完全子会社とすることを決定した。その手続きについては(i)公開買付けを行い次の段階で株式交換により完全子会社化する、(ii)最初から株式交換を行い完全子会社化する、という二つの手法を併行して準備していくこととした。その後、同年5月7日に社長を中心とする検討会議において(i)の手法を採るという方針につき確認し、同年5月11日開催の経営執行会議において、(i)の手法を採ること及び公開買付価格を2,210円とすることを決定し、同年5月14日の取締役会に諮ることとした。パイオニア株式会社は、平成19年5月14日に、東北パイオニア株式会社の株式について、同年5月15日から6月19日までを買付期間とする公開買付けを行うことを機関決定し、同日午後3時に東京証券取引所等において開示した。公開買付価格である2,210円という金額は、平成19年5月11日までの過去3ヵ月間の東証第二部における株式の終値の単純平均値1,708円に対して約29.39%のプレミアムを加えた金額になった。

当該開示後、パイオニア株式会社は、東京証券取引所売買審査部から公開買付けに係る経緯に関する報告書（経緯報告書）を提出するよう求められ、公開買付決定に至る経緯や情報に接した関係者リスト等をまとめ、平成19年6月25日に同部に提出した。同部からは「公開買付けの場合は全て経緯報告書の提出を求めている。」との説明があった。

その後、パイオニア株式会社に平成21年1月20日に証券取引等監視委員会の調査官が来訪し、金融商品取引法第177条に基づく調査が始まり、この調査の過程で、公開買付け当時のパイオニア株式会社常勤監査役がインサイダー取引に関与していた疑いがあることが判明した。パイオニア株式会社は、資料の追加依頼や必要な説明などのやり取りなど証券取引等監視委員会の調査に全面的に協力してきた。

平成21年3月12日、証券取引等監視委員会より以下の勧告がなされた。

パイオニア株式会社監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

平成21年3月12日 証券取引等監視委員会

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、パイオニア株式会社監査役による内部者取引について検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

2. 法令違反の事実関係

課徴金納付命令対象者は、パイオニア株式会社の監査役であったが、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成19年5月15日より以前の同年4月27日から同年5月14日までの間に、株券合計3,200株を総額559万8,000円で買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法（平成20年法律第65号による改正前のもの。以下「旧金融商品取引法」という。）第175条第2項に規定する「第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした」行為に該当すると認められる。

3. 課徴金の額の計算

上記の違法行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、144万円である。

計算方法の詳細については、下記のとおり。

○ 課徴金の額の計算方法について

旧金融商品取引法第175条第2項に基づき、課徴金の額は、
(公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値等) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)

となる。

したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日である平成19年5月16日の東北パイオニア株式会社の株価の終値は、2,200円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。

(2,200円 × 3,200株)

－ 買付価額5,598,000円(注) = 1,442,000円

⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、144万円

	┌ 1,700円 × 700株	1,732円 × 500株	┐	
	1,735円 × 300株	1,752円 × 100株		
(注) 買付価額は、				
	1,753円 × 200株	1,759円 × 500株		の合計額である。
	└ 1,793円 × 400株	1,798円 × 500株	┘	

② 元監査役による株取引の実態

証券取引等監視委員会の調査の過程で、元監査役のインサイダー取引には、元監査役の部下名義の口座が使われたことが判明している。本委員会では名義人の協力を得て同口座による取引の実態を調査した。

同口座は、平成 15 年 12 月頃に開設され、取引記録は平成 16 年 1 月 7 日以降のものが現存し内容を確認した。当該口座においては、課徴金納付命令を受けた案件である東北パイオニア株式会社の株式のほか、パイオニア株式会社の株式及びパイオニアグループ（パイオニア株式会社及びパイオニア株式会社のすべての子会社のことをいう。）には属さない 4 社の株式の取引が平成 20 年 10 月 24 日まで行われていた。

その概要は以下のとおりである（なお、売買回数については、反対売買があるものは当該売買を対にして 1 回として、それ以外の取引についてはそれぞれ 1 回として数えた。）。

東北パイオニア株式会社の株式

期間	売買回数 (回)	売株数 (株)	買株数 (株)	売金額 (千円)	買金額 (千円)
平成 16 年 3 月 11 日～平成 19 年 5 月 16 日	24	12,700	12,700	25,769	24,184

(内、課徴金納付命令勧告該当期間)

期間	売買回数 (回)	売株数 (株)	買株数 (株)	売金額 (千円)	買金額 (千円)
平成 19 年 4 月 27 日～平成 19 年 5 月 16 日	10	3,200	3,200	7,040	5,598

パイオニア株式会社の株式

期間	売買回数 (回)	売株数 (株)	買株数 (株)	売金額 (千円)	買金額 (千円)
平成 16 年 1 月 9 日～平成 20 年 10 月 24 日	23	32,300	34,100	66,655	63,679

その他 4 社の株式売買合計(参考)

期間	売買回数 (回)	売株数 (株)	買株数 (株)	売金額 (千円)	買金額 (千円)
平成 16 年 2 月 27 日～平成 20 年 7 月 7 日	31	88	192	19,944	27,333

上記のとおり、今回の証券取引等監視委員会の課徴金対象とはなっていないが、パイオニア株式会社及び東北パイオニア株式会社の株式（課徴金対象である公開買付け時の売買を除く）の取引についても相当回数行われていた事実が認められた。また、これらの取引履歴及び元監査役からの事情聴取結果によれば、元監査役によるパイオニア株式会社の株式の取引の中には、金融商品取引法第 165 条で禁じられている空売りも複数回含まれている疑いがあることが判明した。なお、これらの各取引についてはいずれも、社内規程「内部者取引防止基本規程」・「インサイダー取引防止ガイドライン(パイオニア株式会社役員用)」に定める事前照会手続はとられていなかった。

(2) 本事件関係者への事情聴取結果

本委員会は、事件の原因究明と再発防止の対策を取りまとめるにあたって、元監査役及びその当時の部下に対する事情聴取が必要と判断し、両名に要請を行った結果、平成 21 年 3 月 23 日及び同年 3 月 19 日にそれぞれ事情聴取を実施することができた。

① 元監査役本人からの事情聴取結果（平成 21 年 3 月 23 日）

元監査役は、聴取の冒頭、会社に対し謝罪したい旨を述べた。

(ア) 事実関係の確認

元監査役は、証券取引等監視委員会が平成 21 年 3 月 12 日に行った勧告に記載された、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定した事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成 19 年 5 月 15 日より以前の同年 4 月 27 日から同年 5 月 14 日までの間に、東北パイオニア株式会社の株券合計 3,200 株を総額 559 万 8,000 円で買い付けたという事実関係は間違いなく、このことで争うつもりはないと述べた。

元監査役は、以前から株式の取引を行っていたが、上記取引については、元部下から借用した元部下名義の口座を使用した。その取引内容は元部下には告知しておらず、元部下は知りえなかったと述べた。

取引はネット証券での株式取引であり、自宅の PC による取引のほか、私物の PC を会社へ持ち込む形でも行われ、取引の中には信用取引も含まれていた。取引は東北パイオニア株式会社、パイオニア株式会社、及びその他の銘柄であり回数も複数回行った。また、本事件での公開買付けを行うとの内部情報については、監査役としてオブザーバー出席した会議で知ったと述べた。

元監査役は、会社の役員・職員がこのような会社の重要事実を知って、公表前に株式の売買を行うことは、インサイダー取引として法律によって禁止されていることを承知していたと述べた。

(イ) 動機について

元監査役は、東北パイオニア株式会社の株式を以前から持っていて多額の損をしており、その損をカバーして儲けたいということが動機のひとつとも考えられる。

② 元部下からの事情聴取結果（平成 21 年 3 月 19 日）

当該部下は、平成 15 年頃に元監査役から将来の資金の運用などに便利だからと、ネット証券の口座の開設を勧められ、手順を教わりながら証券口座及び証券取引用銀行口座を開設したと述べた。

その後、口座を貸して欲しいと依頼され、貸した事実は認識していたが、その内容には関知しないまま、依頼に応じて銀行への入金などにも複数回対応した。また、このことに関しての謝礼などは一切なかったと述べた。

当該部下は、元監査役の家族への隠蔽等と思い込み応じたが、今考えれば迂闊だったと述べた。

(3) パイオニア株式会社の役員及び社員に対する株式取引調査の実施と結果

本事件は、元監査役個人の故意に基づくインサイダー取引であり、パイオニア株式会社の規程やルールの不備に起因するものではない。しかしながら、定められたルールが守られ、機能していたかどうかの点検はなお必要であると考えられたことから、本委員会は、パイオニア株式会社の役員及び管理職による自社株取引の実態について調査を実施することとした。その結果、パイオニア役員及び社員にインサイダー取引の疑念を生じさせる者は認められなかった。

なお、従業員持株会名義での所有、購入及び売却については、今回の調査対象からは除外した。ただし、株式として引き出した後、個人で売却したものについては調査の対象に含めた。

(調査対象者)

- ① 現任役員（取締役、監査役及び執行役員）並びに役員経験のある現任常勤顧問：30 名
- ② 経営戦略部、コーポレートコミュニケーション部及び経理部の現任全管理職（インサイダー取引防止ガイドラインによる経理部長の事前照会対象者）：58 名

(調査対象及び調査期間)

- ・平成 21 年 3 月 16 日現在の所有株式
- ・平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 16 日までの取引

(調査内容)

- ・現在、パイオニア株式を何株所有しているか（自己名義、家族名義及び実質保有の区別を問わない。）
- ・対象期間中に、パイオニア株式会社について取引を行ったか（自己名義、家族名義及び実質保有の区別を問わない。）
- ・取引を行った場合、取引内容（取引日、売買、株数及び株価）並びに事前照会の有無

(調査方法)

- ・調査票配布による、記名式アンケート形式

(調査実施日)

- ・平成 21 年 3 月 17 日～3 月 19 日

(調査結果)

<調査票の回収状況>

- ・調査対象者全員（計 88 名）から回答を得た。

	対象者数	回答者数	回答率
①役員・顧問	30 名	30 名	100%
②管理職	58 名	58 名	100%

<株式所有状況>

- ・役員・顧問のうち、83%が、パイオニア株式会社株式を所有しており、当該株式の所有者のうち、最も多い者は、366,200 株、最も少ない者は 100 株である。
- ・管理職においては、31%が、パイオニア株式会社株式を所有しており、当該株式の所有者のうち、最も多い者は、4,700 株、最も少ない者は 100 株である。

	所有株無し	所有株有り	所有者率	最多株数	最少株数
①役員・顧問	5 名	25 名	83%	366,200 株	100 株
②管理職	40 名	18 名	31%	4,700 株	100 株

<株式取引状況>

- ・調査対象期間中に取引した者は、役員 2 名、管理職 2 名の計 4 名である。
- ・取引した者の内、管理職 1 名が、インサイダー取引防止ガイドラインについての理解不足のため、事前照会を行っていなかった。
- ・パイオニア株式会社が自主的に定めている売買禁止期間中の取引及び調査期間中の反対売買は無かった。

	取引無し	取引有り	延べ取引回数	事前照会有り	事前照会無し
①役員・顧問	28名	2名	3回	3回	0回
②管理職	56名	2名	3回	2回	1回

(4) パイオニア株式会社におけるコンプライアンス体制及びインサイダー取引防止体制

本事件のようなインサイダー取引を会社全体で防止するためには、前提としてコンプライアンスを会社組織として遵守するための体制作りが重要であり、さらに、インサイダー取引を防止するためのシステム及び規程の制定がなされているのが通常である。この点、パイオニア株式会社においても、次のとおりの法令遵守を図るための各種規程を制定し、さらにインサイダー取引防止のための規程を制定・運用している。

① コーポレート・ガバナンス体制とパイオニアグループ規程

パイオニア株式会社では、機関設計として「監査役会設置会社」を採用しており、複数の社外取締役を含む取締役会において経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会において取締役の職務執行に対する監査を行う体制をとっている。この機関構造を基本としつつ、迅速な業務執行と事業責任の明確化を図るため執行役員制度を導入するとともに、経営上の意思決定の透明性を確保するため、経営執行会議、及び取締役会の諮問機関としての任意の委員会を設けている。

任意の委員会とは、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的とするものであり、社外取締役をそれぞれの委員長とする「指名委員会」「報酬委員会」「特別委員会」の三委員会を設置している。「指名委員会」は、取締役の選任・解任に関する事項、執行役員の選任・解任及び昇格・降格に関する事項を審議し、「報酬委員会」は、取締役・執行役員の報酬・処遇に関する方針・制度及び個別の評価・報酬額に関する事項を審議する。「特別委員会」は、パイオニア株式会社において企業買収等の企業価値に重大な影響を及ぼす事態が発生した時、又は発生するおそれがある時に、対応策を合法性、合理性、妥当性の視点から検証し、審議するための組織として設置している。

パイオニアグループでは、「より多くの人と、感動を」という企業理念を共有するために、「企業ビジョン体系」を定め、これを実現するための根本規則として「パイオニアグループ企業行動憲章」を定めている。

この「パイオニアグループ企業行動憲章」に沿って、パイオニアグループに働く者が遵守すべき事項として「パイオニアグループ行動規範」を定め、パイオニアグループの役員及び従業員は、この行動規範を基に、企業の社会的責任を深く自覚し、自らの職責に従って誠実に行動することとしている。

パイオニアグループの全てが遵守すべき基本的な事項を定めた共通のルール

ックとして、「パイオニアグループ企業行動憲章」を頂点とする「パイオニアグループ規程」を定め、これに基づいて連結ベースでの経営管理体制の確立を図っている。

パイオニアグループの役員及び従業員の法令遵守、並びに「パイオニアグループ行動規範」の徹底を図るため、「ビジネス・エシックス基本規程」に基づき、社外取締役を委員長とする「ビジネス・エシックス委員会」を設置している。

また、通常の報告経路から独立した社内通報制度として「ビジネス・エシックス・ホットライン」を設け、「パイオニアグループ行動規範」に反する行為に関しては、これによる通報に真摯に対応している。「ビジネス・エシックス・ホットライン」による通報は、「ビジネス・エシックス委員会」と監査役会に同時に報告される制度とし、適切な運営を図っている。

さらに、内部監査部門である監査部は、「連結内部監査基本規程」に基づき、業務運営の状況を監査し、合法性及び社内規則の遵守状況を確認している。また、パイオニアグループ各社及び各部門は、「情報セキュリティ管理基本規程」に基づき、機密情報の取扱いと文書の保存等について適切に管理することとし、監査部はこれらの情報の保存・管理状況について定期的に確認している。

また、パイオニアグループとして、「情報開示基本規程」を定め、経営情報の適切な開示を図っている。

なお、インサイダー取引の防止については、次のとおり「内部者取引防止基本規程」及び「インサイダー取引防止ガイドライン」を定め、適切な運用を図っている。

(注)「パイオニアグループ規程」とは、パイオニアグループ全体の経営に関する基本的な事項を定めた規程類を総称するものであり、パイオニアグループ企業行動憲章、パイオニアグループ行動規範、ビジネス・エシックス基本規程、連結内部監査基本規程、情報セキュリティ管理基本規程、情報開示基本規程及び内部者取引防止基本規程などが含まれている。

② 内部者取引防止基本規程とその運用

パイオニア株式会社では、平成元年4月に「内部者取引防止基本規程」を制定した。前述のとおり、同規程は、現在では「パイオニアグループ規程」の一部として位置付けられており、全ての役員及び従業員によるパイオニアグループ株式の売買について厳格に規制するものとなっている。特に役員については、規程に付属するインサイダー取引防止ガイドラインにおいて、パイオニア株式会社の株式の売買を行うにあたって情報管理委員長（管理部門担当役員：現在は石塚副社長）の事前照会を要することとしている。

また、各四半期決算や配当にかかわる情報の公開に先立つ一定期間はパイオニア株

式会社の株式の売買を禁止する旨、その都度電子メールにより、経営管理部門担当役員から役員及び経営幹部に対して周知徹底している。決算や配当などのルーティン以外、例えば東北パイオニア株式会社の公開買付けなどの特別案件時は、情報に接した執行役員以下の関係者から個別に、機密を厳守する旨の確認書を提出させ、インサイダー取引を未然に防止する仕組みを構築している。

3. 事実関係及び調査結果の分析と評価

(1) 総論

2-(4)-①に記述したとおり、パイオニア株式会社のコンプライアンス全般に係る社内規則は、平成13年の企業行動憲章と社員行動規範（平成16年、パイオニアグループ行動規範と改称）の制定、平成14年のパイオニアグループ規程の制定、平成18年9月にスタートした内部統制委員会の活動等を通じて整備がされている。

その個々の規程の内容及び規程の相互関係を含む全体的な体系については、一般的な企業活動において想定され得るリスク全般に一通り対応してルール化されているものと考えられ、また、その運用実態からみた実効性という点においても、「内部統制システムに係る監査の実施基準（平成19年4月、日本監査役協会）」の評価項目に照らして検証した場合、概ね満足する水準が保たれているものと評価することができる。

本事件のインサイダー取引防止に関しては、2-(4)-②に記述したとおり、経営管理部門担当の役員を責任者とする事前承認等の管理体制が構築されているとともに、関連する法令の改正と社内事情に適合するように規程の改訂が図られており、総じて有効なものと評価することができる。

このような環境下において、本事件は、2-(1)-②の過去の取引履歴及び2-(2)-①の元監査役本人からの事情聴取結果によれば、元部下に銀行口座を作らせた上で当該銀行口座を借用し、自宅のPCにおけるネット取引又は私物のPCを会社へ持ち込む形でのネット取引を行い、その事実を社内規程に反して会社には一切報告しないで、一貫して会社には秘匿した状況で実行されたものである。

したがって、本事件は、実行者自らが、社内のコンプライアンスルールに反するものであることを明確に認識し、故意にそれを無視、回避する形で行われていたものである以上、社内規程の有効性、実効性はある程度満足する水準であったとしても、これらは直接的には事件発生の抑止力とはなり得ない性格のものであったとすることができる。

そこで、本事件発生を契機として、インサイダー取引に止まらずあらゆる側面でのパイオニア株式会社全体のコンプライアンス体質の強化を目指すには、従来比較的重視されていた規程・仕組み等のハードの整備だけに傾注するのではなく、そのルールの対象となる役員、従業員の意識付けとそのための会社の施策づくりに、より眼を向けて取り組むべきであると考えらる。

組織の構成員一人一人が自らコンプライアンスの重要性を常に意識し続け、積極的に自らの行動に反映させていく姿勢を持つことが全ての前提であるとともに、これを単に個人の努力だけに委ねるのではなく、会社として取り組むべき適切な動機付けの施策を考案し、幅広く教育機会を提供していく努力が重要である。

(2) 元監査役の刑事・民事責任追及の可否について

元監査役に対するインサイダー取引自体への責任追及については、課徴金処分がなされているが、監査役在任中の事件であるため、刑法・会社法等の他の法令違反の有無をも検討したが、現時点では刑事告発をするに足る事実を見出せなかった。

一方、民事上の責任追及に関しては、今回の一連の調査で判明したことと併せて、責任追及を検討すべきと考える。

すなわち、既に2-(1)-②に記述したように、元監査役が借名口座を使用して行った株式取引には、金融商品取引法第165条で禁じられている自社株の空売りが複数回含まれている疑いが濃厚であるところ、仮に、本件インサイダー取引及び当該空売り行為が元監査役の在任中に発覚していた場合には、株主総会での決議を要する退職慰労金については、支給されなかった可能性が高い。したがって、本件のインサイダー取引行為及び当該金融商品取引法における役員自社株空売り禁止条項違反を論拠に、元監査役に対し平成19年6月28日に支給した退職慰労金の返還請求を検討すべきものとする。

また、元監査役による平成19年4月27日から同年5月16日までの間の東北パイオニア株式会社株式の売買について、元監査役は、東北パイオニア株式会社の役員には就任していなかったものの、同社の親会社であるパイオニア株式会社の監査役を務めていたことに鑑み、金融商品取引法第164条第1項に定める短期売買差益の返還請求の趣旨に則り、当該売買の差益を任意に返還するよう請求を行うことも検討の余地があると考えられる。

4. 再発防止に向けた施策の提言

監査役は、取締役の職務執行に関する監査を行い、取締役による違法な又は不当な職務執行が行われることを防止・是正することがその職務であり、高い倫理観を持つことが期待される。しかるに今回の事件は、そのような立場にあるべき監査役が、その職務遂行で得た情報を基に、上場子会社の株式に関わるインサイダー取引を行ったという極めて悪質なものである。本委員会としては、本事件を個人の倫理観の問題に帰結させるのではなく、「会社として再発を防止するためには何をすべきか」という論点に絞り、その検討に大部分の時間を割いた。

2-(3)の社内調査の結果によれば、一部において規程やルールの周知徹底の不足が見受けられた。この点が運用面において改善すべき課題ではあるが、2-(4)及び3-(1)に記載したように、パイオニア株式会社のインサイダー取引防止を含めたコンプライアンス関係のルールは整備されており、実効性の面でも概ね評価できるものであった。しかし、仕組みが構築されていても、2-(2)の関係者からの事情聴取結果からも明らかになったとおり、コンプライアンス意識に欠けた悪意を持った個人が故意にルールを破った取引を行えば、当該個人はもとより会社の信用が大きく毀損される事態となる。

本委員会では、二度とこのような事件を繰り返さないために、インサイダー取引などの違法行為がいつでも自分や周りに起こり得ることを想定した上で、コンプライアンスのルールを今まで以上に真剣に捉える仕組みを構築することが重要と考える。そのために、以下の項目について提言するものである。

(1) 社内規程及び運用ルールの見直し・改善

① 役員に対する懲罰規定の制定

従来、パイオニア株式会社には取締役及び監査役に対する明確な懲罰の規定は設けられておらず、非違行為に及んだ役員に対しては会社法に基づく解任の手続のみが有効な手段であった。今回の事件を契機に、役員に対する懲罰規定を制定し、私的な非違行為に関しても会社が懲罰を科すことができる根拠規定を設けることによって、今後、会社の信用を毀損する行為を抑止することが必要である。その内容としては、パイオニアグループ行動規範に違反する行為についての処罰規定を具体的に制定するものとする。

② 内部者取引防止基本規程とその運用の見直し・強化

(内部者取引防止基本規程ガイドラインの見直し)

経営管理部門担当役員から発信される決算に関するインサイダー規制メール「売買禁止期間のお知らせ」の送付対象は、現在役員及び経営幹部合わせて300名程度であるが、これを拡大し、全社員に送付するものとする。当該措置により、決算に関する情報が社内に滞留している可能性への注意喚起を全社員に対して行う。なお、当該メ

ールの内容については、メールの発信と同時に社内の電子ネットワーク上にも掲示し、周知徹底を図るものとする。

決算に関する売買停止期間について、現状では第1四半期及び第3四半期については四半期終了翌月第7営業日からの規制としているが、これを翌月初からに改める。さらに、「決算情報に触れたら禁止」ということではなく「全面禁止」という扱いに変更する。

(役員の子社株取引の結果報告制度の導入)

役員に対し、子社株取引の結果報告制度を導入する。

報告の方法は、経営管理部門担当役員に対し、各四半期の終了後、当該四半期中に子社株の取引を行った場合には、2週間以内に所定様式により報告するものとする。

(機密厳守の確認書の提出)

パイオニア株式会社においては、例えば東北パイオニア株式会社の公開買付け時のような特別案件時は、情報に接した執行役員以下の関係者から個別に、機密を厳守する旨の確認書を提出させていたが、当該確認書を提出させる対象を、執行役員以下だけではなく、取締役及び監査役にまで広げるものとする。

③ 内部通報制度の周知徹底

現在、パイオニア株式会社が導入している内部通報制度について、全社員に対して制度の周知徹底を行う。

とりわけ役員の実行に関する通報についても、通報者の匿名性を確保し、通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全の体制を敷いていることを明確化し周知徹底を行う。

(2) 役員誓約書等の見直し

① 役員誓約書の経緯

パイオニア株式会社においては、平成13年末に「パイオニアグループ行動規範」の前身である「社員行動規範」の制定時に、取締役及び執行役員に「倫理綱領誓約書」を提出させている。

その後、平成17年6月の株主総会後の取締役会より、パイオニアグループ企業行動憲章及びパイオニアグループ行動規範を遵守する旨の「誓約書」を、毎年、定期的（株主総会後の取締役会において）全ての取締役及び執行役員から提出させることとした。さらに、平成19年6月の株主総会後の取締役会より、取締役・執行役員に加え、監査役からも当該誓約書を提出させることとなった。また、期中に執行役員に新たに選任された者がいる場合には、その都度当該誓約書を提出させている。

② 誓約書の見直し・再提出

現在役員に対して提出させている誓約書の文面には、誓約事項に違反した場合の責任について記述が無い。これは4-(1)-①において指摘したが、役員に対する懲罰規定が無いこととも関係している。誓約書の文面の中に、違反行為や任務懈怠に対して、懲戒及び損害賠償請求に異議なく応ずる旨の記述を加えることを検討する。参考として、当該誓約書の見直し案を添付する。

また、当該見直しに伴い、現在の役員全員から改めて誓約書を提出させることで、コンプライアンス意識の向上を図ることができると思う。

③ 監査役からの法令・定款違反等の有無の確認

現在、取締役から監査役会に対して提出させている、法令・定款違反、競業取引、利益相反取引の有無を確認するための「取締役業務執行確認書」にならない、各監査役についても同様の「監査役業務執行確認書」を監査役会に対して提出させることを検討する。

④ 管理職への拡大の検討

会社全体として、コンプライアンス意識の向上と徹底を図るために、役員だけではなく、現在誓約書の提出対象とはされていない管理職層に対しても、誓約を求めていく。もっとも、必ずしも「誓約書」という「紙」の提出を求める必要は無く、ITを用いる方法も含め、検討するものとする。

(3) コンプライアンス意識の向上とインサイダー取引防止のための役員・社員教育

① 役員に対する講習会の実施

役員としてのコンプライアンスの徹底とインサイダー取引防止のため、外部講師を招き全役員向けに講演会を行う。講演内容は、会社役員としての基本的な倫理観、準拠すべき法令、社内規程やルールなどとし、毎年1回必ず開催・受講させるものとする。

② 社員に対する研修の実施

パイオニア株式会社の社員としてのコンプライアンス徹底とインサイダー取引防止のための研修を実施する。4-(1)で述べたように、全社員に対しインサイダー規制メールの配信を開始することに絡めて、コンプライアンスとインサイダー取引について基本的な理解の促進を図る。研修の方法については、Eラーニングをはじめ、効果的な手法を検討する。

5. 経営責任について

(1) 本事件における経営責任の考え方

本事件は、在任中の常勤監査役が引き起こした金融商品取引法違反事件であるが、監査役業務そのものに絡むものではなく、あくまで私的な事件である。しかし、パイオニア株式会社からも「常勤監査役が在任中の上場子会社公開買付けに絡むインサイダー取引で課徴金処分を受けるという事態を、会社として重く受止める。」旨の申し出があり、本委員会において経営責任のあり方について検討を継続してきた。もとより、取締役会は監査役から監査される立場であり、その意味では法的な責任は存在しないが、そのような違反行為に及んだ者を監査役適任者として株主総会に付議・選任させた責任、その結果、本件を惹起し会社の信用を失墜させた道義的責任については、当該経営陣が自発的に判断すべきものであり、本委員会がその経営責任の内容を提言する必要まではないと考える。

(2) 経営陣からの自発的な「経営責任の明確化」の表明内容

再発防止委員会では、上記のとおりこの問題を重視し、パイオニア株式会社の経営陣と対話を行ってきた。本報告書をまとめる過程において、経営陣から以下のとおり経営責任を明確化したい旨の申し出があった。

- ・ 現 代表取締役社長 減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 3 ヶ月
- ・ 事件発生時及び現在の内部者取引防止担当代表取締役（現 代表取締役副社長）
減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 3 ヶ月
- ・ 事件発生時の代表取締役社長（現 取締役）
減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 3 ヶ月
- ・ 現 常勤監査役 減俸 現基本報酬月額 $\frac{1}{10}$ 1 ヶ月
- ・ 元監査役の株主総会への監査役選任議案提出時の代表取締役社長（現 顧問）
減俸 現基本報酬月額 $\frac{5}{10}$ 3 ヶ月

6. 報告のまとめ

本事件は、元監査役が、その在任中に職務上知り得た情報（上場子会社に対する公開買付け）を基にインサイダー取引を行った、という事件であり、経営陣も大きな衝撃を受けたことと想像する。本事件を受けて、パイオニア株式会社は、事件を客観的に調査・分析し提案する役割を持つ再発防止委員会を設置した。これは、本事件を真摯に受止め、二度とこのような事件を引き起こさないという強い意思の表れであると評価したい。

再発防止委員会は、会社側の全面的な協力の下、元監査役本人への事情聴取を含む事実の解明を精力的に行い、本報告書にあるとおり「元監査役への責任追及と課題」、「再発防止に向けた施策の提言」及び「経営責任の明確化」について提言をまとめた。現在、パイオニア株式会社は、業績の悪化に伴い構造改革を進めている状況にあるが、本事件で受けた衝撃をバネとして現状のコンプライアンスの仕組みのさらなる強化に務め、一日も早く社会からの信頼を回復させることを期待したい。

以 上

【報告書添付書類】

誓 約 書

パイオニア株式会社
社長 ○○ ○○ 殿

私は、パイオニアグループが広く社会から信頼と尊敬を得て持続的な成長を成し遂げるためには、誠実、公平かつ透明性の高い経営が求められていることを深く理解し、それを社会に宣言した『パイオニアグループ企業行動憲章』及びその実現のための判断、行動基準を定めた『パイオニアグループ行動規範』を遵守することを誓約します。

同時に、自らの職責として、全ての管理職・従業員に対して『パイオニアグループ企業行動憲章』、『パイオニアグループ行動規範』の遵守を徹底させると共に、自ら率先してこれらに沿って判断、行動することにより、組織全体にこれらを浸透させることを誓約します。

更に、『パイオニアグループ行動規範』の実践において判断に迷ったり、疑義があつたりした場合には、独断専行することなく、「ビジネス・エシックス委員会」に速やかに照会、連絡するなど適切な対応をとることを誓約します。

私が本誓約書に違反し、または本誓約書に定める任務を懈怠した場合、役員からの解任、降格その他の懲戒処分あるいはパイオニアグループからの損害賠償請求を受けても一切の異議を述べず、その責に任じます。

年 月 日

署名 _____